

21高治林第1220号
平成22年3月30日

各 林業事務所長 様

治山林道課長

木製型枠歩掛及び単価の改正について（通知）

このことについて、設計積算方法を改正しましたので、下記に留意して事業を実施してください。

また、20高治林第340号平成20年7月15日付け通知文書の適用は平成22年3月31日までの設計積算まで有効とし、平成22年4月1日からは本改正を適用します。

なお、各管内市町村へは、貴事務所より通知をお願いします。

記

1. 歩掛について

新 治山林道必携 一般型枠(鉄筋・無筋構造物)の諸雑費を調整して適用。
旧 治山林道必携 - まく板型枠工(参考歩掛)。

2. 型枠単価について

新 治山林道必携 一般型枠(鉄筋・無筋構造物)の諸雑費率(23%)に、
まく板型枠資材を使用した時の割増率()を乗じて求める。
(労務費の合計に23*%)

* (割増率) = まく板型枠資材見積り費 / 合板型枠資材見積り費

旧 見積り単価により計上(見積り単価を使用する回数で除して算出)。

3. 適用

治山林道事業にかかる請負工事。

平成22年4月1日以降の設計積算にかかるものから適用。

4. 周知方法

治山林道課イントラ、市町村共有システム(こうちぎょうせいネット)及び
高知県公開WWWの治山林道課のページに掲載。